

草津ブランド認証要領

(目的)

第1条 この要領は、草津ブランドの創出・浸透・発展を図るため、草津ブランド推進協議会規約（平成26年12月18日施行。以下「規約」という。）に基づく、草津ブランドの認証について、必要な事項を定めるものとする。

(認証の申請対象者)

第2条 認証の申請対象となる事業者（以下「申請対象事業者」という。）は、農業、商業、工業等を営む者またはこれらの者で組織する法人その他の団体であって、市内に事業所を有するものをいう。ただし、市外であっても、市内の生産者（一次産品）と連携し、商品化を行う者も含めるものとする。

(認証の対象)

第3条 認証の対象とする商品（以下「対象商品」という。）は、原則として市内で生産、製造または加工されたもので、次に掲げるものとする。ただし、主たる原材料に草津市産の一次産品を使用しており、市内で製造加工できない理由がある場合は、この限りでない。

- (1) 一次産品 米穀類、野菜類、果実類、花き類、畜産品その他これらに類するもの
- (2) 加工品 麺類、野菜加工品、果実等加工品、調味料、畜産加工品、菓子類、水産加工品、飲料その他これらに類するもの
- (3) 工芸品 織物、染色品、木工品、金工品その他これらに類するもの

(認証の申請)

第4条 認証の申請をしようとする事業者（以下「申請者」という。）は、草津ブランド認証申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）を会長に提出しなければならない。

2 申請書には、次に掲げる書類および認証を受けようとする対象商品（以下「申請品」という。）を添付しなければならない。ただし、申請時に添付することが困難または適当でないと思われるものについては、この限りでない。

- (1) 申請者が個人である場合
 - ア 草津ブランド認証申請調書（別記様式第2号）
- (2) 申請者が法人その他の団体である場合
 - ア 草津ブランド認証申請調書（別記様式第2号）
 - イ 定款、規約、構成員名簿等
 - ウ 法人にあっては、登記事項証明書または登記簿謄本の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

(認証基準)

第5条 草津ブランド認証基準（以下「認証基準」という。）は別に定めるものとする。

- 2 認証基準を定める場合には、草津ブランド推進協議会（以下「協議会」という。）総会において承認を行うものとする。
- 3 前項の規定は、認証基準を改正する場合において準用する。

(認証の審査・決定)

第6条 第4条の規定による申請があったときは、規約にもとづき、協議会マネジメント会議において審査を行うものとする。

- 2 会長は、前項の審査結果に基づき、認証の可否を草津ブランド認証書(別記様式第3号)草津ブランド不認証通知書(別記様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(認証の有効期間)

第7条 認証の有効期間は、認証の日から3年を経過する日の属する年度の末日までとする。

(認証の更新)

第8条 前条に規定する認証の有効期間が満了する場合において、認証の更新を受けようとする認証を受けた事業者(以下「認証事業者」という。)は、当該認証の有効期間の満了する日の3月前までに、草津ブランド認証更新申請書(別記様式第5号)を会長に提出するものとする。

(認証内容の変更)

第9条 認証事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに草津ブランド認証申請事項変更届出書(別記様式第6号)により会長に届け出るものとする。

- (1) 氏名または住所を変更したとき
- (2) 認証品の名称を変更したとき
- (3) 認証品の規格、形状または包装もしくは容器に係るデザインを著しく変更したとき
- (4) その他認証申請書の記載事項に変更が生じたとき

(調査・確認)

第10条 会長は、必要に応じて次に掲げる方法により認証品の調査および確認を行うことができる。

- (1) 認証品の生産または販売を行う事業所等への聞き取り調査
- (2) 認証品の成分その他の表示内容に係る品質確認
- (3) 認証品の販売実績および認証による波及効果に関する調査

(実績報告)

第11条 認証事業者は、草津ブランド認証品実績報告書(別記様式第7号)を毎年度作成し、翌年度の4月30日までに、または、出荷期間が通年でなく、かつ、年度末をまたぐものについては出荷終了後30日以内に、協議会事務局に提出しなければならない。

(認証の取消し)

第12条 会長は、認証品または認証事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認証を取り消すことができる。

- (1) 第2条の定義に適合しないと認められるとき
- (2) 認証基準に適合しなくなったと認められるとき
- (3) 虚偽の申請により認証を受けたと認められるとき
- (4) 認証品の生産または販売を1年以上中止し、または廃止したとき
- (5) その他認証制度の運用に重大な支障を及ぼすおそれのある行為があったとき

- 2 会長は、前項に規定する認証の取消しを行ったときは、草津ブランド認証取消通知書（別記様式第8号）により、その旨を認証事業者に通知するものとする。

（認証マークの使用）

- 第13条 認証事業者は、別に定める草津ブランドロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を認証品または当該認証品の包装、容器等に表示することができるものとする。
- 2 ロゴマークの使用にあたっては、認証事業者はロゴマークを表示した包装、広報物等のデザイン案またはサンプル等を協議会事務局にあらかじめ提出するものとする。
 - 3 ロゴマークは、認証品および認証品をPRする広報物以外に表示してはならない。
 - 4 ロゴマークの表示に要する経費は、認証事業者が負担するものとする。

（認証品の周知）

- 第14条 協議会は、認証品について、市関係機関やJA草津市、生産者等に伝達するとともに、市場関係者や量販店等の流通・小売関係者ならびに消費者への周知に努めるものとする。

（認証事業者の留意事項）

- 第15条 認証事業者は、この要領の規定を誠実に遵守するとともに、次に掲げる事項について留意するものとする。
- (1) 認証品の素材、製法、技法、品質またはデザインを維持するよう努めること。
 - (2) 認証品の生産および販売を通じて、草津ブランド認証に関する普及および啓発に協力するよう努めること。
- 2 認証事業者は、認証品の流通、販売、消費または使用において事故、苦情等が生じたときは、その旨を速やかに会長に報告するとともに、当該事故、苦情等の解決に向けて誠実に対処しなければならない。

（推薦）

- 第16条 既存の商品については、申請者の同意のもと、申請者が属する各種団体等が草津ブランド認証推薦書（別記様式第9号）を会長に提出することで、申請者に代わり申請品を推薦することができる。
- 2 前項の規定に基づく認証の手続き等については、第4条から第15条の規定を準用するものとし、推薦者についても認証事業者と同様の責務を負うものとする。

（その他）

- 第17条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

付則

- この要領は、平成30年12月14日から施行する。
この要領は、令和2年4月1日から施行する。

認 証 基 準

視 点	項 目
1. コンセプト	(1) 草津市で生産、製造もしくは加工し、または主たる原材料に草津市産の一次生産品を使用している。 (2) 草津市を連想させる取組や物語がある。
2. 独自性	(1) ブランド作りに対する考え方が明確であり、類似の商品、他の産地と比べて優位性、独自性がある。 (2) 消費者とのコミュニケーションなど伝達方法に工夫や特徴がある。
3. 信頼性	(1) 生産、製造、流通、販売までの各過程において、品質維持・向上に関する取組や技術的な裏付けがある。 (2) 法令順守、衛生面、技能向上など従業員教育や消費者の信頼性を確保する取組みがある。 (3) 農産物については、生産履歴が記帳、整理されていること、および栽培指針か出荷規格を有していること。
4. 市場性	(1) 消費者が入手できる販売体制がある。 (2) 販売開始から3年以上が経過し、販売実績を有していること。
5. 将来性・ 主体性	(1) ブランド化に対する継続した意思があり、取組や計画がある。